

8 現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の要件の特例について

入札に付した工事について、施工計画策定等の要因により一定期間（60日以内）工事施工を行わないため、技術者（主任技術者又は監理技術者）の配置を要しないと発注者が判断した場合は、特記仕様書に現場施工の「着手指定日」を明示することとし、着手指定日までは技術者の配置は不要となります。

この特例措置は、計画的な工事施工体制の整備を促進するとともに、配置技術者の円滑な確保や入札参加機会の拡大を図るため措置するもので、石巻市が発注する建設工事において、平成25年6月1日から当分の間の臨時的な措置として試行します。

○配置技術者（主任技術者又は監理技術者）の配置要件

【原則】

開札日において、他の工事の現場に配置技術者として配置されていないこと。

※入札公告に付した工事と他の工事現場の配置技術者を兼ねることができる場合を除く。

【改正】

指定条件を満たす場合は、着手指定日において、他の工事の現場に配置技術者として配置されていないこと。

※入札公告に付した工事と他の工事現場の配置技術者を兼ねることができる場合を除く。

※受注者の責により、着手指定日までに配置技術者を配置できない場合は、指名停止等の対象となります。

～指定条件～

- ① 入札に付した工事の特記仕様書に「着手指定日」の記載があること。
- ② 他の工事（手持ち工事）が市発注又は市以外が発注する工事（平成27年5月15日より、市発注工事から拡大）であること